

黒石市教育委員会訓令第8号

黒石市教育委員会事務局職員の勤務時間等の特例に関する規程を次のように定める。

令和4年6月29日

黒石市教育委員会教育長 山内孝行

黒石市教育委員会事務局職員の勤務時間等の特例に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、黒石市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年黒石市条例第19号。次条において「条例」という。）第4条第1項の規定に基づき、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある黒石市教育委員会事務局職員（以下「職員」という。）の勤務時間、休憩時間及び週休日（第3条において「勤務時間等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(適用職員及び勤務時間等)

第3条 この規程の適用を受ける職員及び当該職員の勤務時間等は、別表に定めるところによる。

附 則

この訓令は、令和4年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

適用を受ける職員	勤務時間	休憩時間	週休日
黒石市立図書館に勤務する職員	次に掲げる時間のうち所属長が指定するいずれかの時間 (1) 午前8時15分から午後5時まで (2) 午前9時45分から午後6時30分まで	勤務時間の途中1時間	黒石市立図書館の休館日及び所属長が指定する1日